

## 職員募集情報（看護師）

雇用形態	正規職員 ※採用から6ヶ月間は試用期間（諸条件に差異なし）とします。	
募集職種・人数	看護師 2名	
業務内容	雇入れ直後	(1) 療養介護事業所・医療型障害児入所施設における看護業務
	変更の範囲	(2) 外来検査部門及び医療型児童発達支援センターにおける看護業務 (3) 養護・特別養護老人ホームにおける看護業務
勤務地	雇入れ直後	千葉市内の協議会管理施設 (1) 桜木園（医療型障害児入所施設）
	変更の範囲	本会管理の全事業所（全施設）とする。
応募資格	年齢要件	定年年齢62歳のため、定年年齢未満の方
	資格要件	正看護師の資格を有する方（入職日までに取得見込み可）
給与	<p>月給（三年制短大新卒者の場合） 309,168円～  （三年制短大卒5年経験者の場合） 329,346円～  （三年制短大卒10年経験者の場合） 334,111円～</p> <p>※60歳以上の方は基本の賃金月額の7割程度となります。</p> <p>※月給には、地域手当が含まれます。  ※その他手当（時間外・夜勤手当（桜木園・和陽園勤務者に限る）・住居・通勤・扶養・期末勤労【4.40万円/年（令和7年度実績）、初年度は採用月に応じて減額されます】等）を別途支給します。  ※時間外手当 2,479円/時間～、夜勤手当 10,838円/回～  ※規定に基づく退職手当制度があります。  ※初任給は、学歴・経歴等に応じて決定します。</p>	
勤務条件	<p>《桜木園の場合》4週8休の変則勤務（年末年始、祝日相当分休み）  【(平常)9:00～17:45、(早出)7:30～16:15、(遅出)10:15～19:00、  (夜勤)16:45～翌朝9:30（月4～5回程度・夜勤あけ公休）】</p> <p>《療育センター・大宮学園の場合》週5日（土日祝休）  【8:45～17:30、8:00～16:45 他】</p> <p>《和陽園の場合》4週8休の変則勤務（年末年始、祝日相当分休み）  【(早出)8:45～17:30、(遅出)9:00～17:45】</p> <p>有給休暇 毎年4/1に20日付与されます。採用日時点での付与あり。  特別休暇 結婚、出産、子の看護、介護、夏季（6日）・忌引 他</p>	
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）と当該資格証の写し（取得見込みについては取得見込み証明書）を添付のうえ、下記住所宛に郵送またはご持参ください。（なお、履歴書の右上に必ず採用希望職種を記入すること）受付後に試験日程について通知します。</p> <p>なお、応募前に施設見学をお願いしております。お気軽にご連絡ください。  （桜木園 043-231-5865）</p>	
試験日程 ・内容	<p>《1次試験》書類選考  《2次試験》面接試験（1次試験合格者のみ）</p>	
採用予定日	採用日は相談に応じます。（但し、原則として各月の1日となります）	

<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li> <li>• 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</li> <li>• このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</li> </ul> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
<p>問い合わせ 書類郵送先</p>	<p>〒260-0844                  千葉県中央区千葉寺町1208-2 千葉県ハーモニープラザ3階                  千葉県社会福祉協議会 総務企画課施設経営班 採用担当宛                  電話 043-209-8815</p>

○本会の概要等、詳細は本会ホームページをご覧ください。（<https://chiba-shakyo.jp/>）

○お問い合わせは平日にお願いいたします。（電子メールでのお問い合わせは、ご遠慮下さい。）

## 別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。